



平成23年9月6日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令について、本日（9月6日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限を延長するものです。

I 政令改正の概要

本改正は、3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令において定められていた中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限（平成23年9月11日）について、被災した中小企業の復旧・復興の現状等を踏まえ、平成24年3月31日まで延長するものです。

（参考）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

II 今後の予定

9月9日（金） 公 布（予定）

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付

江坂、長瀬、川瀬 03-3501-5408（直通）

経済産業省中小企業庁事業環境部経営安定対策室

横尾、若井、永野 03-3501-2698（直通）